

第3章 望ましい環境像・基本理念、各主体の役割、施策体系

1. 望ましい環境像・基本理念

(1) 望ましい環境像

太宰府市環境基本条例の理念に基づき、今後の環境行政の基本となる第四次太宰府市環境基本計画を推進するため、「令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府」を望ましい環境像に掲げることとします。

そして、市民のだれもが「ずっと住みたい」「住んで良かった」と、地域に誇りと愛着が持てるような望ましい環境像を達成するため、太宰府の環境を守り、育み、創り、活用する取組を総合的かつ計画的に展開し、次世代に継承していきます。

望ましい環境像

『令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府』

*「まほろば」とは、優れた良い所、国という大和言葉

(2) 基本理念

人と環境にやさしいまほろばの里をめざし
悠久の自然と歴史を今に活かし
市民の知恵と力を結集し
今の環境を磨き、歴史と文化の発信・人の交流を通した
令和発祥の都太宰府における
循環共生圏の形成をめざした新たな住み良いまちを創りあげ
百年後の子どもたちにつないでいく

本市は、宝満山や四王寺山の豊かなみどりと、その素晴らしい眺望、御笠川、大佐野川や鷺田川の水辺とそこに生きる多様な生きものたちなど、四季折々に表情を変える豊かな自然環境に恵まれています。また、国指定の特別史跡大宰府跡をはじめとする8つの史跡^{※1}や、太宰府天満宮本殿などの多くの文化財があり、本市独自の取組として「太宰府の木うそ」など16の市民遺産が市民遺産育成団体によって育成されています。

こうした太宰府ならではの悠久の自然と歴史の中で暮らせることは、市民一人ひとりの地域への誇りと愛着につながるかけがえのない有形・無形の財産です。

このように、私たちは、太宰府にはさまざまな地域ストック^{※2}があることを認識するとともに、目の前の現状と真摯に向き合い、太宰府ならではの豊かな自然と古からの歴史や文化を享受し、守り育て、活用を図り、新たに良好な環境を創り、「古き良きものと新しいもの」「環境と地域経済」が調和した持続可能な地域社会を形成しながら、将来に継承していかなければなりません。

このことを市民一人ひとりが自覚し、環境にかかわるさまざまな問題を、市民、自治会、NPO・ボランティアをはじめ、学校、事業者や行政など多様な主体がパートナーシップを形成し、共に考え、共に行動し、共に支え合うことで、「人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府」をめざしていきます。

※1 「大宰府跡」、「大野城跡」、「水城跡」、「観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡」、「筑前国分寺跡」、「国分瓦窯跡」、「大宰府学校院跡」、「宝満山」。

※2 地域の人的資源、歴史・文化的資源、自然的資源、インフラ等の資源を指す。

2. 各主体の役割、施策体系

(1) 各主体の役割

将来の望ましい環境像の実現に向けて、市民、自治会、NPO・ボランティア、事業者、学校及び行政などの各主体が、お互いに協力しながら、それぞれの役割や責務に応じて、環境の取組を実践し、計画を推進していくことが期待されます。

*市に暮らす一人ひとりには、家庭人、地域住民、社会人、NPOのメンバーなど多様な主体としての側面を持っており、場面に応じて、さまざまな主体としての役割を発揮することが望まれます。

1) 市民

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするよう、環境にやさしいライフスタイルへ転換することが求められています。また、主体的に環境について学び、理解を深め、良好な環境保全及び創造のため、積極的に行動、実践するよう努める必要があります。さらに、自治会などの地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

2) NPO・ボランティア

NPOなどの市民活動団体やボランティアは、市民との活動を橋渡しするなどして、地域の環境保全活動のリーダー的役割を果たすことが期待されます。

3) 事業者

事業者は、事業活動が環境に大きな影響を与えることを認識し、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守することはもちろん、事業活動のすべての場面で、環境への負荷を少なくするよう積極的に取り組む必要があります。

さらに、地域社会の一員として、その社会的責任を自覚し、市の良好な環境保全や創造のための計画を理解し、積極的に協力することが求められます。

4) 市

市は、市民や事業者の自主的な環境に関する取組を支えるため、体制づくりや関連施策の実施を行うとともに、効果的な環境施策・事業を企画・実施します。さらに、市内最大の事業者の一つとして、市民や事業者の模範となるよう、率先してその活動に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。

また、学校は、子どもたちの環境教育を担う場として中心的な役割を果たすことが期待されます。

さらに、国や県をはじめ、近隣市町と連携・協力しながら、計画を推進していきます。

(2) 施策体系

国の第五次環境基本計画に示す6つの重点戦略と政策のうち、太宰府市で適用可能な政策を検討し、本計画の3つの重点戦略に再編しました。

また、本計画の3つの重点戦略を支える環境施策として、①生活環境の保全、②循環型社会の形成、③生物多様性の確保・自然共生、④気候変動対策、⑤歴史・景観まちづくり、⑥持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの促進を掲げます。

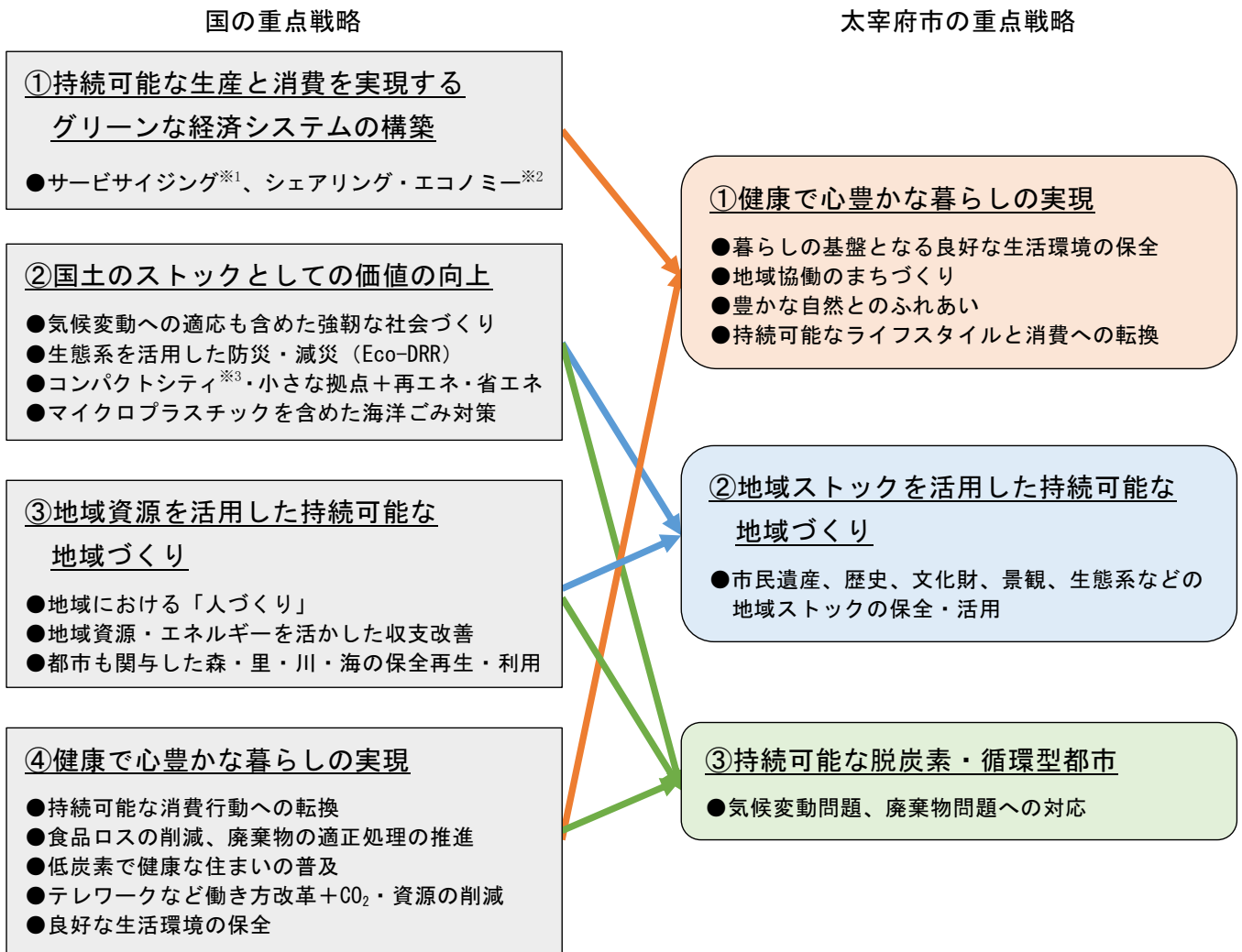


図 8 国の重点戦略と太宰府市の重点戦略の関係

※1 単なるモノの提供ではなく製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙っている。

※2 インターネットを介して、個人同士でモノや場所、スキルなどを取引するサービスのこと。

※3 徒歩による移動性を重視し、さまざまな機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。

環境像

令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府

基本理念

人と環境にやさしいまほろばの里をめざし 悠久の自然と歴史を今に活かし 市民の知恵と力を結集し
今の環境を磨き、歴史と文化の発信・人の交流を通じた令和発祥の都太宰府における
循環共生圏の形成をめざした新たな住み良いまちを創りあげ 百年後の子どもたちにつないでいく

重点戦略

1 健康で心豊かな暮らしの実現

2 地域ストックを活用した持続可能な地域づくり

3 持続可能な脱炭素・循環型都市

環境施策

(1) 生活環境の保全

(2) 循環型社会の形成

(3) 生物多様性の確保・自然共生

(4) 気候変動対策

(5) 歴史・景観まちづくり

(6) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

主な取組

主な取組と重点戦略との係わり

